

令和6年度川崎市市制100周年プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度川崎市市制100周年プロモーション業務委託

2 委託業務の目的

本市では、令和6年度に迎える市制100周年と、さらにその先に向けて、市民が愛着や誇りを持って川崎市に住み、市民としてのアイデンティティを形成することで、まちの一層の活性化や持続的な発展に寄与することを目指している。

川崎市シティプロモーション戦略プランの目標である「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」及び「市民の『川崎への愛着・誇り（シビックプライド）』の醸成」の達成を目指し、市制100周年を通じた本市の多彩な魅力の市内外への戦略的発信及び川崎が目指す姿の共有を、効果的・効率的に推進し「川崎市市制100周年記念事業（以下、「記念事業」という。）」を実施するにあたっての多角的なプロモーション業務を実施するものである。

3 業務履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

受注者は、前項の目的を達成するため、次に掲げる一切の業務を行うこと。

(1) 業務内容全般

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が策定した川崎市市制100周年記念事業実施計画（以下、「実施計画」という。）に規定する広報計画（以下、「広報計画」という。）及び広報計画をもとに令和5年度中に実施する広報事業の内容並びにその結果を参考に、発注者が実施する次項以降の広報事業について発注者に提案し、緊密かつ十分に協議し決定すること。

また、シティプロモーション推進室ブランド戦略担当が実施するシティプロモーション推進業務（以下、「シティプロモーション推進業務」という。）との連携を図りながら業務を進めること。

なお、広報計画については、川崎市市制100周年記念事業公式ウェブサイト（以下、「市制100周年公式ウェブサイト」という。）に掲載する「第6回市制100周年幹事会配布資料『広報の取組について』」（<https://kawasakicity100.jp/topics/topics-3648/>）を参照のこと。

(2) 広報計画に準じた総合的なコンサルティング業務

広報計画に基づき、4（3）以降に掲げる各種広報業務を実施するにあたり、次の各項に関する業務を行うこと。

なお、業務の実施に当たっては、広報計画で規定する広報集中期間（以下、「広報集中期間」

という。)において重点的に行うこととする。また、ここでいう広報業務は、市制100周年に係る事業全体の流れを把握した上で、実行委員会との連携や、市制100周年記念事業と同時に実施する「全国都市緑化かわさきフェア（以下、「緑化フェア」という。）」との連携を行いながら、「川崎を知って、関わって、好きになってもらうための広報」を中心に行う広報活動のことであり、実行委員会が企画し実施する各種事業の広報については、実行委員会にて実施するものとする。

ア 各業務の実施時期の決定及びそれに伴うスケジュール調整

イ 各業務の実施に伴い連携する企業・団体等との調整

ウ 各業務の実施計画の策定及び実施報告

エ 各業務間の連携（メディアミックス）

エ 各業務に使用する資料や各種データを発注者・受注者間で円滑かつ安全に共有できる体制の構築（コンテンツ管理プラットフォームサービス「b o x」を契約しそのホストとなり、発注者が指定する職員のアカウントを作成し、ファイル交換等を行えるようにすること）

（3）市制100周年に関するパブリシティ活動

広報計画に基づき、市制100周年の認知度向上やイメージアップにつながるパブリシティ活動を、次の要領で行うこと。

ア 年度当初に発注者と協議し、年間のパブリシティ計画及びスケジュール等を策定すること。

イ 定期的に発注者との打合せを実施すること。原則は月1回程度の定例とするが、必要に応じ定例以外にも実施するものとする。

ウ パブリシティ活動を円滑かつ効果的に実施するため、受注者は各種メディア等と積極的なリレーションの構築を図ること。

エ シティプロモーション推進業務において実施するPRワイヤーサービスへの報道発表資料掲載について連携を行い、市制100周年に関する報道発表内容等を効果的に発信すること。

オ エのサービスの活用や、川崎市市政記者クラブ以外への各種メディアへの発信を効果的かつ効率的に行うため、「広報事務局」を設置し、情報発信体制を構築し、市制100周年記念式典や各種イベント、記者発表等の際のメディア取材対応（取材依頼受付、会見会場の設営、当日のメディア対応、メディア掲載情報の把握及びその報告等）を行うこと。なお、メディア取材対応については、年間で5件程度を想定する。

（4）市制100周年バリエーションビジュアルの制作

市制100周年記念事業や市内で実施されている市制100周年に関連のある取組などを取材し、市制100周年バリエーションビジュアルを次の要領で制作する。

ア 令和6年9月末をめどに、5点程度のバリエーションビジュアルを制作する。

イ バリエーションビジュアルのデザインは、令和5年度中に制作したものを踏襲する。

ウ 制作に必要な撮影及び撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続きは受注者において行うこと。

エ 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続が必要な場合は受注者において行うこと。

(5) 川崎市内全域でのシティドレッシング

川崎市内の全域において、主要鉄道駅等のアクセス拠点、公共交通機関、集客施設やシンボリックな場所への市制100周年関連の装飾(天吊り広告旗、デジタルサイネージ、横断幕・懸垂幕、アドピラー・壁面ラッピング、階段断面ラッピング等)による効果的なシティドレッシングを、次の要領により実施する。

ア 各業務については事業者の提案に基づき実施することとし、具体的な掲出箇所、掲出内容及び掲出時期は、契約締結後に発注者と協議の上で決定すること。

イ 各広報物は作製を行う前に発注者の校正を受け、修正が必要な場合はその指示に従うこと。デザインには、記念事業ロゴ及び市制100周年ビジュアル、キャッチコピー、4(4)で制作するバリエーションビジュアル等を使用することとし、調和のとれたデザインとすること。

ウ 事業実施にあたっては、可能な限り掲出物のリユース・リサイクルを行うなど、環境に配慮すること。

エ 各業務の実施に係るすべての費用は受注者の負担とする。

オ シティドレッシングは、使用する媒体の種別により、次の(ア)～(ウ)の要領で実施する。

(ア) 市所管施設等へのシティドレッシング

年間を通じて、市が所管する施設への広告旗・壁面ラッピング・懸垂幕・横断幕・アドピラー等の掲出を行う。この業務における広告料、施設利用料等は発生しない。

a 掲出期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(通年)

b 掲出箇所

次に示す各種媒体を使用し、川崎市内全域(全区)にわたりシティドレッシングを行うこと。なお、(a)の施設がない区においては、(b)または(c)により掲出することとする。

(a) 主要鉄道駅における市所管施設での広告旗・壁面ラッピング・横断幕・アドピラー等の掲出(別表1-1参照)

(b) 主要鉄道駅における市所管施設のうち別表1-1に記載がないもの及び市が所管する施設(別表1-2参照)の壁面等を活用した横断幕・懸垂幕・壁面ラッピング等の掲出

(c) 民間が所管する施設のうち、無償で掲出ができる媒体

c 本業務について、以下の対応を行うこと。なお、各対応にあたっては、その都度発注者と協議の上で内容を確定すること。

(a) 掲出箇所の選定(前項(a)については選定は不要とし、(b)及び(c)は発注者・受注者双方の提案により選定するものとする)

(b) 掲出箇所の現場調査

(c) 掲出物の意匠図、寸法図、設置(取付)・撤去に係る仕様書の作成

(d) 掲出物の製作(デザイン、サンプル製作を含む)

(e) 掲出に係る施設管理者等との協議を含む必要な申請手続き(前項(b)について

は発注者が行うものとする)

(f) 設置(取付)及び撤去(作業における安全対策を含む)

(g) 維持保全(掲出期間中の安全確保及び施設運用の妨げとならないための措置を含む)

d 各掲出物については、すでに掲出している媒体を取り外し、内容を変更して再度掲出する場合がある。また、内容を変更しなくとも、媒体の汚損状況等により交換をすることがある。

(イ) 屋外広告、交通広告等の出稿

広報集中期間や各種イベント等の実施状況を踏まえ、別表2に記載する掲出期間に、次の要領で屋外広告、交通広告等を掲出する。

a 別表3に記載する掲出媒体一覧を参考に計画を立案し、具体的な広告媒体は受注者が提案したうえで、発注者と協議の上で決定する。

b 広告媒体の確保、出稿、広告掲出料の支出、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス、掲出状況の確認・報告等は受注者において行う。

(ウ) 市内主要集客エリアでのバナーフラッグ掲出

市内商店街、駅前広場・ペDESTリアンデッキ、及びそれらの周辺道路などにおいて、街路灯へのバナーフラッグの掲出を次の要領で行う。

a 掲出期間

各媒体の掲出可能な期間中

b 本業務について、以下の対応を行うこと。なお、各対応にあたっては、その都度発注者と協議の上で内容を確定すること。

(a) 掲出想定箇所の現場調査(市内商店街については、掲出可能な場所を発注者から指示する)

(b) 掲出物の意匠図、寸法図、設置(取付)・撤去に係る仕様書の作成

(c) 掲出物の製作(デザイン、サンプル製作を含む)

(d) 掲出にかかる施設管理者等との協議を含む必要な申請手続き

(e) 設置(取付)及び撤去(作業における安全対策を含む)

(f) 維持保全(掲出期間中の安全確保及び施設運用の妨げとならないための措置を含む)

c 掲出物については、すでに掲出している媒体を取り外し、内容を変更して再度掲出する場合がある。また、内容を変更しなくとも、媒体の汚損状況等により交換をすることがある。

(6) 各種広告出稿

広告出稿(4(5)イの屋外広告・交通広告等を除く)について、次の要領で実施する。

ア 広報集中期間や各種イベント等の実施状況、4(5)イの屋外広告・交通広告等との連動などを踏まえ広告出稿計画を立案し、具体的な広告媒体を受注者が提案したうえで、発注者と協議の上で決定する。なお、想定する広告媒体は次のとおりである。

- (ア) ソーシャルメディア広告 (YouTube、X、Instagram等)
 - (イ) デジタルサイネージ広告
 - (ウ) ポスター・ステッカー広告等
 - (エ) その他
- イ 各種広告は出稿を行う前に発注者の校正を受け、修正が必要な場合はその指示に従うこと。デザインには、記念事業ロゴ及び市制100周年ビジュアル、キャッチコピー、4(4)で制作するバリエーションビジュアル等を使用することとし、調和のとれたデザインとすること。
- ウ 広告媒体の確保、出稿、広告掲出料の支出、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス、掲出状況の確認・報告等は受注者において行う。

(7) 広報物の企画・立案・デザイン制作・作製

- ア 制作する広報物は、令和5年度中に作成した広報物(別表4を参照)を参考に、記念事業等の実施時期や内容等に合わせて、市制100周年の当該年度にふさわしい広報物について、受注者が発注者に提案し決定するものとする。
- イ 各広報物の掲出時期・掲出期間の設定、掲出場所の選定(日程調整・予約等を含む)、掲出物の作製・納品、掲出作業は受注者において行うこと。なお、広報物の作製発注及び市が所管する施設や掲示場所の調整については、発注者が行うため、それを踏まえた提案を行うこと。
- ウ 各種広告は出稿を行う前に発注者の校正を受け、修正が必要な場合はその指示に従うこと。デザインには、記念事業ロゴ及び市制100周年ビジュアル、キャッチコピー、4(4)で制作するバリエーションビジュアル等を使用することとし、調和のとれたデザインとすること。
- エ 各広報物の掲出場所が有料広告媒体である場合は、4(5)エ(イ)または4(6)の業務において、受注者が掲出作業を行うこと。
- オ 緑化フェアと連携して広報物を掲出する場合は、掲出内容や数量、掲出に伴う費用等について、発注者と協議して行うこととする。
- カ 各広報物を制作する際に撮影等が必要な場合は、受注者にて用意するものとし、撮影・収録した映像データは、発注者にも提供すること。

(8) 市制100周年記録動画の制作

市制100周年記念事業や市内で実施されている市制100周年に関連のある取組などを取材し、市制100周年の記録などに資する動画素材を、次の要領で制作する。

ア 記録動画として別途制作する動画に活用できる素材の取材・撮影を行う。取材本数・内容等は、次に示すものを想定しているが、市制100周年に関する広報の時期等を考慮し、具体的な内容は受注者が提案し、発注者と協議して決定することとする。

(ア) 取材内容：7月の市制記念式典、10～11月のイベント時期を中心に、市内で実施される記念事業や民間の取組など様子

(イ) 取材本数：7～8件程度(「15のActionテーマ」のすべてを網羅する内容とする。なお、1件の取組に複数のテーマを設定することもでき、取組間でテーマを重複することも可能とする。15のActionテーマについては、市制100周年公式ウェブサイトに掲載する

「Colors, Future! Actionsプラン」を参照のこと (<https://kawasakicity100.jp/cms/wp-content/uploads/2023/03/ColorsFutureActionPlan.pdf>)。

(ウ) 素材の長さ：指定しない。原則として撮影した素材はすべて発注者に提出する。

(エ) その他：BGM、効果音、字幕、タイトル等は不要とする。

イ いずれの動画も、画像サイズはフルハイビジョン（1920×1080）とする。

ウ 撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続きは、受注者において行うこと。

エ 肖像権・著作権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きが必要な場合は受注者において行うこと。

ケ 動画ファイル形式はMP 4形式とし、データで提出する。

コ 成果物及び成果物を制作する過程で作製された付属物等に係る著作権、所有権、使用权 等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、市は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(9) オリジナルグッズの企画・立案・デザイン制作・作製

ア 市制100周年を広く市民にPRするために、令和5年度中に作成したオリジナルグッズ（別表5）を参考に、記念事業の内容や広報計画に従い、市制100周年の当該年度にふさわしいオリジナルグッズを企画・制作し納品する。

イ 各グッズのデザインは作製前に発注者の校正を受け、修正が必要な場合にはその指示に従うこと。また、デザインには、記念事業ロゴ及び市制100周年ビジュアル、キャッチコピー、4（4）で制作するバリエーションビジュアル等を使用することとし、調和のとれたデザインとすること。

(10) 川崎市OUNDメディアを活用した広報の企画立案

4（5）シティドレッシング及び4（6）広告出稿や広報集中期間に合わせて、次のOUNDメディアを効果的に活用した広報を行うため、企画への助言等を行う。なお、エについては、そのコンテンツの制作も行い、年間30本程度の記事の作成及び必要な写真等の素材作成を行う。

ア かわさき市政だより

イ 市勢要覧

ウ 市政情報番組（テレビ・ラジオ）

エ 市シティプロモーション公式X（旧Twitter）及び公式Instagram

(11) 市民参加型イベント出展企画の成果物制作・作製

令和5年度に実施した、イベント会場等における市民参加型企画について、その成果物として次のものを制作する（市民参加型企画の詳細は、市制100周年公式ウェブサイトに掲載する実行委員会第6回幹事会資料「広報の取組について」(<https://kawasakicity100.jp/topics/topics-3648/>)の6ページを参照)。

ア イベント会場で市民から集約した小作品（3cm四方の画用紙に色鉛筆で思い思いの色を塗

- ったり模様を描いたりしたもの) 約1,800枚を集約してデータベース化する。
- イ データベース化したものを元に、一つの作品を制作する(タイルアート風)。
- ウ イで制作した作品を、屋外やイベント会場等で掲出できるよう、ポスターや大型バナーフラッグ等として作製するとともに、そのデジタルデータも制作する。
- エ データベースをホームページ等で閲覧できるように、川崎市市制100周年公式ウェブサイトでの掲出作業を行う。ウェブサイトでは、作品とともに収集したメッセージ等も検索・表示ができるよう、ページのカスタマイズ等を行う。この作業に必要なサーバーの設定等も含むものとし、その設定作業等については、ウェブサイトの管理者と調整を行うこと。

(12) 月次及び年間の活動実績報告業務

- 受注者は、4(1)～(11)の各業務について、次に従い、活動実績報告業務を行う。
- ア 毎月10日をめどに、前月分の実績報告を作成し、発注者に提出する。
- イ パブリシティ活動等による市制100周年に関するメディア掲載の実績(掲載状況、広告換算値等)を算出し、発注者に報告する。
- ウ 業務履行期間に合わせ、年間の市制100周年プロモーション業務の検証及び分析を行い、その後の広報事業の実施に向けた課題等を発注者に報告する。

(13) 委託業務の実施体制の構築

- 受注者は、4(1)～(12)の各業務について、業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

5 業務上の注意事項

- (1) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。
- (3) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (4) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費等の必要な費用については、受注者の負担とする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果、資料、情報(個人情報を含む)等については発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

- (7) 受注者は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、受注者が一切の責任を負うこととする。
- (8) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。
- (9) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処置対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。
- (10) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

6 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、発注者に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て発注者に供与し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

7 納期

各業務において成果物の納期は、令和7年3月31日までの発注者及び受注者が協議して決めた日とする。

8 支払方法

各業務に係る費用の合計を、令和6年7月末、10月末、令和7年1月末、4月末の4回に分割して支払う。

9 その他

本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

別表 1-1 主要駅における市所管施設の広報媒体

	駅名	媒体名又は掲出場所	サイズ・数量
1	川崎駅	中央東西自由通路天吊り大型フラッグ	2.3m×3.0m×両面6枚
2		北口自由通路天吊り大型フラッグ	0.6m×7.5m×両面9枚
3	川崎駅東西自由通路	時計塔柱巻き	2.3m×0.9m×4面
4		壁面ラッピング	3.0m×9.4m×1枚
5		円柱ラッピング	2.6m×4.0m×12本
6		階段	幅4.0m×10段分×3箇所
7	武蔵小杉駅	J R・東急間連絡通路階段	幅4.0m×10段分×1箇所
8	武蔵溝ノ口駅	ペDESTリアンデッキ仮囲い	2.0m×5.0m×1枚
9	登戸駅（小田急）	壁面ラッピング	2.7m×2.0m×1枚
10		ペDESTリアンデッキフラッグ	1.5m×0.8m×8枚
11		手すり横断幕	0.9m×8.0m×1枚
12	新百合ヶ丘駅	ペDESTリアンデッキ横断幕	0.9m×8.0m×1枚
13	鹿島田駅	ガラス面ラッピング	1.0m×2.1m×1枚

※サイズについて、特に記載のないものは「高さ×幅×数量」とする。

別表 1-2 市が所管する施設の例

	施設名称	施設数・備考
1	区役所	6か所（川崎区を除く）
2	各区役所支所・出張所	7か所（柿生分庁舎を含む）
3	図書館	12か所（分館を含む）
4	市民館	13か所（分館等を含む）
5	スポーツ施設	7か所（とどろきアリーナ、カルッツかわさきを含む）

※上記は一例であり、これに限らない。詳細は発注者・受注者協議の上で決定するものとする。

別表 2 広告掲出期間

	掲出時期	期間	内容	備考
1	6月下旬～7月中旬	1ヶ月間	市制記念日に合わせた掲出	1の実施期間中に2を追加して実施する
2	7月1日前後	1週間	市制記念日に合わせた集中的な掲出	
3	10月下旬～11月中旬	1ヶ月間	イベント・緑化フェア秋開催に合わせた掲出	3の実施期間中に4を追加して実施する
4	3の期間中	1週間	イベント・緑化フェア秋開催に合わせた集中的な掲出	

別表3 広告出稿媒体の例

	駅名	媒体名又は掲出場所	掲出期間のめやす※1
1	川崎駅	東口柱集中貼り（アゼリア側）	1ヶ月間
2		東口柱集中貼り（エスカレーター側）	1ヶ月間
3		中央口改札内フラッグ	1週間
4		フロア広告	1週間
5		アゼリアピラー	1週間
6		横断幕・シート	1週間
7	京急川崎駅	改札内駅集中貼り	1週間
8		改札内ビジョン（180秒フルジャック）	1週間
9		改札内ビジョン（15秒1枠）	1ヶ月間
10		改札内フラッグ	1週間
11	武蔵小杉駅（JR）	改札内 階段集中貼り	1ヶ月間
12	武蔵小杉駅（東急）	改札内エントランスゲート広告	1ヶ月間
13		改札内階段集中貼り	1週間
14		横断幕	1ヶ月間
15	武蔵溝ノ口駅	改札内集中貼り	1ヶ月間
16		フロア広告	1ヶ月間
17	溝の口駅	ホーム～改札階 階段壁面臨時集中貼り	1週間
18	宮前区内	東急田園都市線の宮前区内に所在する駅の広告媒体	
19	登戸駅（小田急）	改札内・外フロア広告	1ヶ月間
20	新百合ヶ丘駅	コンコース頭上スーパーシート	1ヶ月間
21		コンコース頭上バナー	1週間
22		コンコース／改札内フロア広告	1ヶ月間

※1：掲出期間は別表2で指定する期間に合わせるものとし、1ヶ月間掲出する媒体、1週間掲出する媒体それぞれについて、2回ずつ掲出するものとする。

※上記は一例であり、これに限らない。詳細は発注者・受注者協議の上で決定するものとする。

別表4 令和5年度中に作成した広報物

	品名	用途	備考
1	PRポスター	各施設等掲出用	
2	PRチラシ	イベント配布用	
3	のぼり旗	イベント会場、各施設掲出用	
4	車体用マグネットシート		
5	店舗用ステッカー		
6	ロールアップバナー	屋内展示用	

別表5 令和5年度中に作成したオリジナルグッズ

	品名	備考
1	A5クリアファイル	白・黒2種、L I M E X素材使用
2	てぬぐい	
3	うちわ	L I M E X素材使用
4	ふせん	
5	紙製コースター	白・黒2種
6	A c t i o nテーマステッカー	透明タイプ
7	ソトコト特別小冊子	雑誌挟み込みによる10万部発行のほか、10000部を作成
8	除菌ウェットティッシュ	